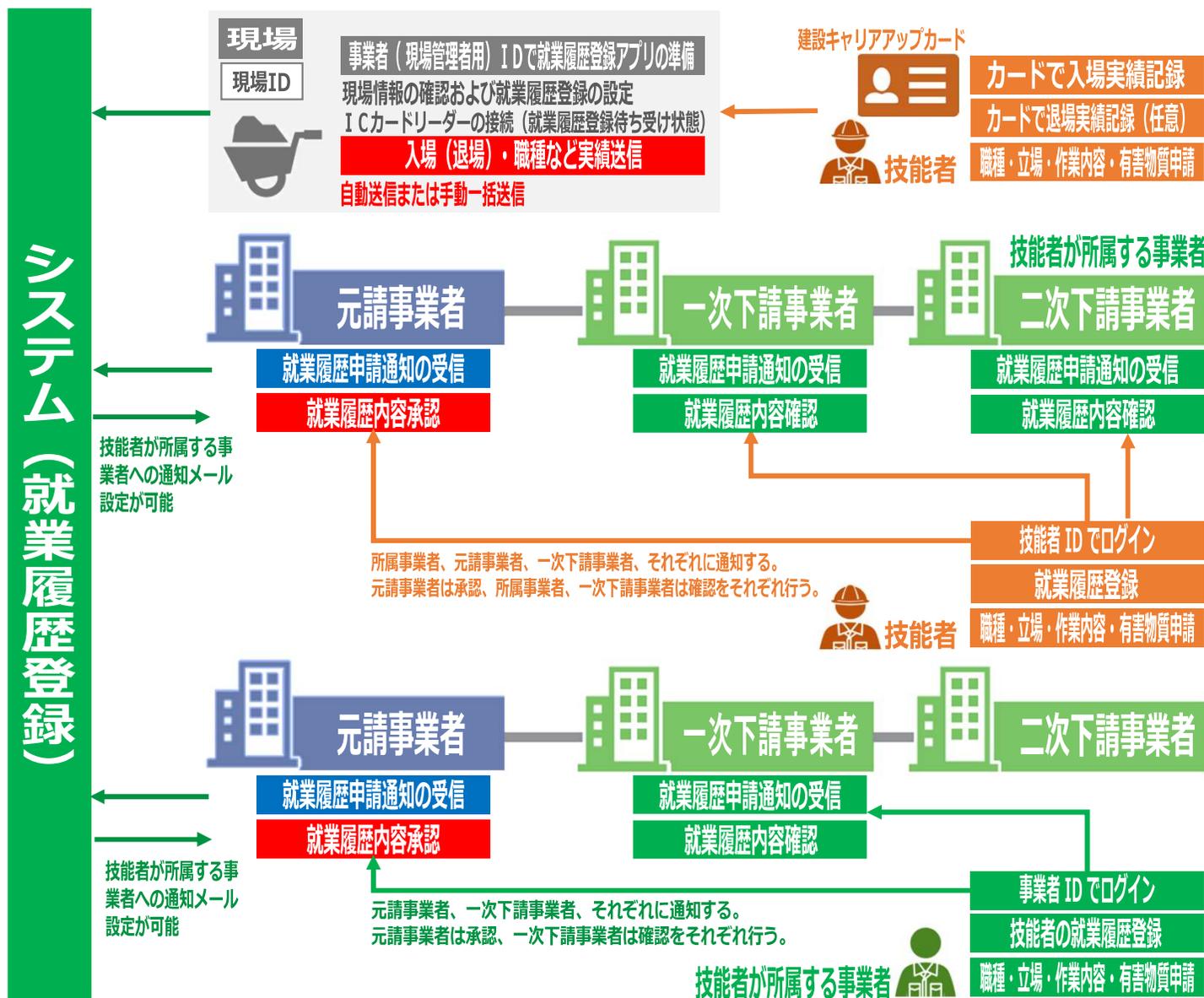


# 就業履歴の登録と承認

## 就業履歴登録基本フロー

- ※ [パターン1] 技能者本人による建設キャリアアップカードを用いた就業履歴登録
- ※ [パターン2] 技能者本人による就業履歴の建設キャリアアップシステムへの直接入力
- ※ [パターン3] 技能者が所属する事業者による就業履歴の建設キャリアアップシステムへの直接入力



①技能者本人による建設キャリアアップカードを用いた就業履歴登録  
※建設キャリアアップカードによる現場での日々登録  
※所属事業者は、技能者の就業内容（立場・作業内容など）を入力した作業員名簿を、就業する現場の施工体制に登録しておく。

※技能者が就業時の職種・立場・作業内容などを当日以降変更する場合  
※●技能者が現場に建設キャリアアップカードを忘れた場合および読み取りを忘れた場合

②技能者本人による建設キャリアアップカードを用いた就業履歴登録  
※技能者本人による建設キャリアアップシステムへの直接入力。直接入力は当日以降入力可能で、週末や月末などにまとめて登録することができる。  
※直接入力された就業履歴は、元請事業者による承認により正式な就業履歴（現場承認）情報登録となり、蓄積される。  
※所属事業者および一次下請事業者の確認は任意。

③技能者が所属する事業者による就業履歴の建設キャリアアップシステムへの直接入力  
※技能者が所属する事業者により建設キャリアアップシステムへ直接入力。直接入力は当日以降入力可能で、週末や月末などにまとめて登録することができる。  
※直接入力された就業履歴は、元請事業者による承認により正式な就業履歴（現場承認）情報登録となり、蓄積される。  
※一次下請事業者の確認は任意。

※直接入力は、就業日から数えて翌月末までが  
入力および承認の期間となる。